

4 フィリピン

フィリピンの水際取締措置は、今回調査対象4カ国の中では、タイと並んで制度的に最も整理されていると言える。法構造上では、知財法（IPコード8293）を関税法で受け、知財侵害物品を輸入禁制品に指定しているため、税関当局の能力は、権利者からの請求に対して対応することと職権探知能力の双方を担保され、かつ、輸入品に関係する限り税関の担当部門は国内市場での取締りもできることになっている。これに対して、国内の取り締まり当局である警察および国家捜査局は、本来、一般的に職権による取り締まり能力を有するのに対して、知財侵害物品に関しては、IPコードによって職権による探知能力が制限されているという歪な構造になっている。

実態面においては、権利者からの事前の登録制度が上手く活用されていない、あるいは知財権登録制度自体に不備がある等の問題や、検査に係る税関のマンプワー不足、さらに差止め後の真贋決定までに時間が係るといった問題も指摘されているものの、民間からは概ね良好に評価されている。特に、知的財産庁を中心とした関係機関の連携体制は、水際取締に限らず、知財侵害全般への対処という点において実質的な機能を果たしていると思われる。

4.1 侵害物品の取締りに係る根拠法令

WTO-TRIPS協定の発効を受けて、フィリピン政府は知的財産法（IPコード。共和国法第8293）を制定した（1998年1月発効）。同法はフィリピンにおいて最も包括的な知財法であり、著作権、商標及びサービス・マーク、地理的表示、工業意匠権、特許、集積回路配置図及び非公開情報保護等を含んでいる。

他方、税関による貨物の差し止めや開放に関する水際取締手続は、税関行政手続命令（Customs Administrative Order：CAO）第7-1993によって規定されたが、これをIPコードに対応させるために、CAO第7-1993を改正したCAO第6-2002を発行し、IPコードによって輸入が禁じられている模倣品及び知財侵害物品の処理・処分のための行政手続きを定めている。

IPコードとCAO第6-2002によって、知的財産権を侵害する物品の輸入は厳しく禁じられことになったが、さらに、フィリピン関税法（TCCP）はその2530条、2536条で違法な輸入物品の没収を規定し、また第3601条で違法な輸入に罰則を科すことを定めている。すなわち、上記の3法令によって、フィリピン税関による知財侵害物品の水際取締に関する権限が与えられていることになる。

税関行政手続命令第 6 - 2002 (Customs Administrative Order 06-2002)

知財法 (IP コード) の実施ルール及び細則として、以下のものを侵害物品 (infringing goods) と規定している。

- 1) IP コードに従い知的財産省 (IPO) によって登録された商標又は商号を、登録者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用 (stimulate) するもの。
- 2) 所轄官庁によって定められた周知の商標を、権利保有者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。
- 3) 登録されているか否かを問わず、商標を持つ商品との間で、不公正な競争があると司法上決定されたもの。
- 4) 発表されているか否かを問わず、著作権の存在する作品の複製または類似品を構成するもの。
- 5) 特許権利者またはその正式な代理人の承諾や同意なくして、IP コードによって正式に特許を認められた機械、品物、製品、材料の実質的なシミュレーションであると提示するもの。
- 6) 輸入商品と他者の商品の提携、連携、関連性に関して、誤ったもしくは誤解を招くような記述、シンボル、または混同、誤解、偽装を招く恐れのあるラベル。または、その性質、特性、品質、原産地を不当表示するもの。

フィリピン関税法 (The Tariff and Customs Code of the Philippines : TCCP)

第 2530 節において、下記のように没収の対象を規定している。

- f) その輸入または輸出が法律に違反して実行されたか試みられた製品、輸入または輸出を禁止される製品、そのような製品を輸入または輸出する手段として利用されていた、されている、またはされるようになったと徴収官がみなすその他すべての製品。
- l) 以下の輸出入品：
 - (3) 当該製品の輸入に関して、所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の申告書または宣誓供述書を作成した場合
 - (4) 所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の送り状またはその他の文書を作成した場合
 - (5) 当該製品が、法律に反するその他の慣行または手段により、政府に損害を与える方法で通関した場合

その他、関連法、規則、命令等としては以下のものがある。

- Republic Act No. 9168 Protection of New Plant Varieties
- Republic Act No. 9239 Optical Media Law
- Republic Act No. 9150 Protection of Layout-Designs of Integrated Circuits
- Republic Act No. 8792 Electronic Commerce Act

- Rules & Regulations on Voluntary Licensing
- Rules & Regulations on Settlement of Disputes Involving Technology Transfer Payments and the Terms of a License involving the Author's Right to Public Performance or Other Communication of his Work
- Rules & Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers
- Office Order No. 8, amending the Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers
- Rules & Regulations on Inventions
- Rules and Regulations on Utility Models and Industrial Designs
- Office Order No.19 Layout of Integrated Circuits Regulations 2002
- Rule on Search and Seizure in Civil Actions for Infringement of Intellectual Property Rights
- Resolution (A.M. No. 03-03-03-SC; Consolidation of Intellectual Property Courts with Commercial Courts)
- Revised Rules of Court

4.2 水際取締手続と運用状況

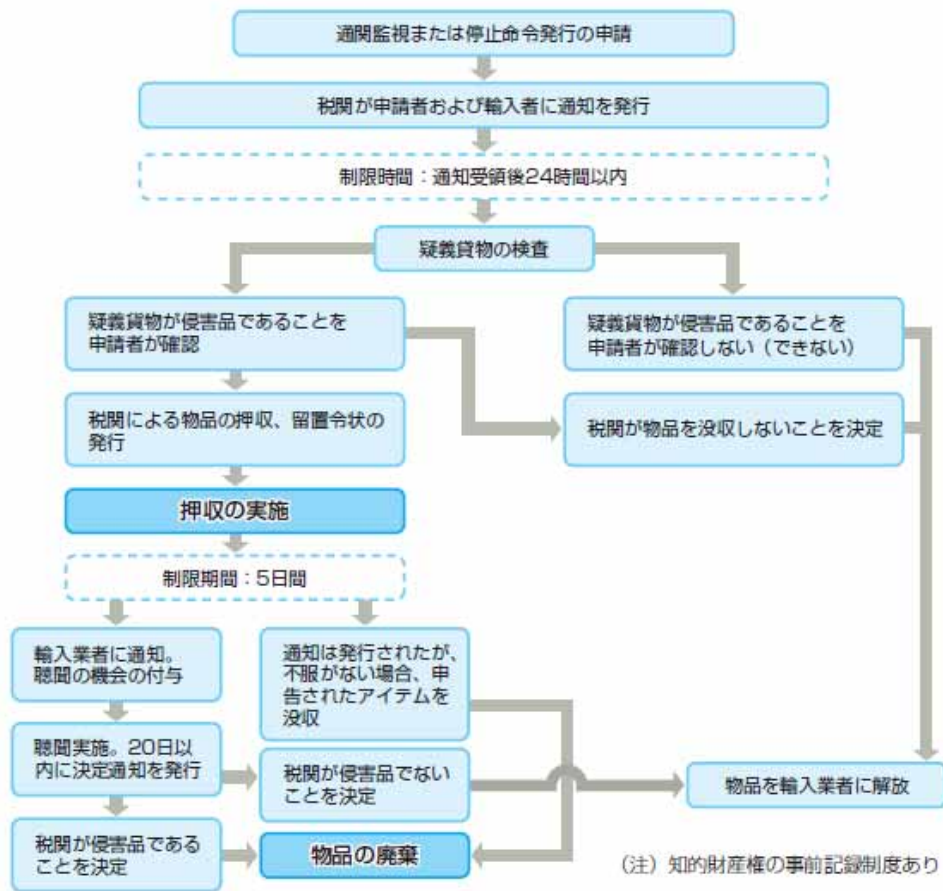
水際取締手続の基本的な流れは次頁の通りである。

(1) 知的財産権の登録（継続申立ての提出）、特定申立ての提出、職権行為

知的財産権の所有者（権利者）は、税関知的財産ユニット（BOC - IPU）に対して同権の登録（recordation）を申請することができる（登録料 2,000 ペソ/品、しかし権利者当たり 20,000 ペソが上限）。登録後 2 年間は、全ての模造品・侵害物品に対する継続的な申立てとして機能する。あるいは、未登録の権利者は輸入差止めをその都度書面で申請する。

登録可能な知財権は、a)著作権及び関連権、b)商標及びサービス・マーク、c)地理的表示、d)特許及び発明新案、ユーティリティ・モデル及び工業意匠権、e)集積回路のレイアウト・デザインである。登録情報は書面（Customs Memorandum Circular）で税関全職員に通知される。2007 年現在の有効登録数は約 200 件となっており、そのほとんどは商標である。なお、recordation の手続きまでいかなくとも、非公式に税関に要請をしておく権利者側に連絡がなされるという非公式の制度もある（タイの MOU に相当する。ただし、明文での規定はなく、あくまで情報提供者への可能な範囲での当該情報のフィードバックにとどまる）。この税関に対する知財登録制度（recordation）は、当局が期待したほどには活用されていないようであるが、その理由の一つとして、権利者にとって、同制度が費用対効果の観点から必ずしも有効と考えられていない可能性があることが指摘されている。

図 4.1 フィリピンにおける水際取締りの流れ



出所：JETRO 『アセアン・インド知財保護ハンドブック』（2007年）

(2) 警告 / 停止命令 (Alert/Hold Order) の発行

TCCP 及び IP コード等の関連法違反物品を含む疑義のある貨物の入国に対して、税関コミッショナー、地域徴税官、税関情報調査業務 (CHS) チーフ、及び安全保障業務 (ESS) チーフが、当該貨物及び書類の検査及び確認の一時的延長のため、警告 / 停止命令を発行する。

(3) 物理的検査

物理的検査は、警告 / 停止命令の受領後 24 時間以内に、税関検査官もしくは評価係官によって、警告 / 停止命令を発行した係官と権利者及びその代理人、荷受人及びその代理人の立会いの下で、税関の業務時間内に保税倉庫内で行われる。検査の結果、差止めに至る証拠が見出せない場合、警告 / 停止命令は直ちに解除され入国手続が再開される。差止め

絡が行われ、同官により差押え及び拘留命令（Warrant of Seizure and Detention：WSD）が発行される。

検査に係る費用は権利者の負担とされるが、疑義物品の権利侵害が明らかになると荷受人の負担に変更される（ただし実態面では、次項の差止め同様、いずれもほとんど支払われることがない模様である）。

物理的検査（知財権侵害取り締まりに限らず、内容確認のための検査全体）の90%以上は職権で行うが、貿易産業省知的財産庁（IPO）に対する疑義物品に関する問い合わせは、現場の係官から中央を経由して随時行い、その知見を活用している。

現在の通関システムには輸入書類の情報は入力されるものの、知財侵害関連データは含まれてない。また、税関は侵害疑義物品に関する簡単なデータベースは保持しており、現在、我が国（JICA）の技術協力により、数年後の本格的データベース導入を睨んで環境整備が行われている。

（4）差押え

関税地方徴税係官による差押え及び拘留命令(WSD)の発行。差押え後5営業日以内に申立者・権利者、輸入者もしくは当該物品の所有者に書面で通知される。差押え物品は各税関事務所のオークション・カーゴや処理部により管理される。通知後10日以内に通知に対して何ら反応がない場合、同物品は政府財産となる。

実態としては、職権で差止めを行っても権利者は現れないか、真贋を判定するためのサーティフィケートを提出しない場合が多いと指摘されている（最終的な真贋判定には権利者のサーティフィケートとIPR登録のtestimonyが必要とされる）。また、差止めに係る費用についても、CAO No.7-93(5)において「知財侵害の情報が間違いであった場合には権利者が費用を負担する。このため、税関は権利者に対して保証金を請求することができる」と明記されているものの、実施されたことはなく、上記の通り権利者の特定が不明になってしまう場合も少なくないため、最終的に誰からも支払われぬという状況が常態化している。このため、税関では、輸入者もしくは権利者への差止め費用の請求を提案しているところである。また、現在、差止によって輸入者に生じる経済的損失については補填していないが、差止命令が間違っていた場合、係官が行政的な処分を受けることにはなっていない。

（5）公聴

税関の担当官が、申立者（権利者もしくは代理人）、当該貨物の荷受人、及びその他の証人を個別に招聘し、公聴（ヒアリング）を行う。公聴回数は担当係官が決定する。

（6）命令

公聴開始後 20 日（営業日）以内に全ての関係者の公聴を終え、地域庁税官が没収か解放かの命令を行う。権利者及び輸入者は、命令に不服の場合、税関コミッショナー宛に書面で抗議を行なうことができる。実際には、関係者の日程調整等で、上記の公聴期間（20 日間）内に命令が行われない場合もある。

（7）没収品の処理

没収品の処分（シュレッダーによる破砕）費用は原則的に税関が負担するものとされているが、税関にはそのための十分な予算がないのが実態であり、権利者に対して倉庫費用等一部を負担してもらっている。但し、処分にあたっては IPR 所有者に事前に通知のうえ、処分への立会いを要求している（規定にはないが運用として実施）。また、例外的には権利者の許可を得て、ラベルを外して再利用を行うことがかつてあった（ピネツボ火山噴火災害の被災者への救援物資として提供を要請し、実施した実績がある）。

なお、税関コミッショナーとの面談時に、没収品の処理に頭を悩ませており、例えば人道支援・被災者支援等、これを寄贈できるようにするよう何らかの国際的な取り決めが可能にならないかとの問題提起があった。

* 輸出（再輸出を含む）・通過貨物に対する検査

輸入／輸出ともに当事国でない国における通過貨物についての税関の取り締まり権限はない。但し、税関によれば、法的根拠はないものの、実態としては可能であり、これまでもそうした事例はあるとのことである。

4.3 税関による侵害物品の取締実績

表 4.1 税関による知財侵害物品取締実績（警告・停止命令）

YEAR	NO. OF HOLD/ ALERT/ MISSION ORDERS/ VISITORIAL POWERS	TOTAL ESTIMATED VALUE
2005	33	Php 403,303,418.00
2006	26	Php 721,408,160.00
2007	33	Php 1,083,664,930.20
TOTAL	92	Php 2,208,376,508.20

出所: IPU Accomplishment Report

なお、税関を含む知財関連機関による取締実績は次頁の通りである。

フィリピンにおいて流通する侵害品のほとんどは中国製であり、その 90%が港湾地区から流入するものと見られている。

表 4.2 知財関連機関の取締実績

January 2005 – December 31, 2007

Agency	No. of Operations				Quantity				Estimated Value (Php)
	Inspection	Search Warrant	Plant Audit	Warrant, Seizure & Detention	Pieces	Replicating Machine	Boxes/Sacks	Container	
NBI		1,506			2,339,907		18,509		715,824,170.00
PNP		737			863,068		7,404		628,747,234.36
OMB	5,010	370	37		9,962,759	11	12		1,886,872,650.00
BOC				85	2,333,946	4	8,863	38	2,268,233,920.20
Total	5,010	2,613	37	85	15,499,680	15	34,338	38	5,449,667,974.56

出所: IP Philippines (IPO)

4.4 税関及び知的財産担当部門の組織概要

(1) 税関 (BOC IPU)

知財侵害物品の取締りについては、監視情報グループ税関情報審理部 (Customs Intelligence and Investigation Service, Intelligence and Enforcement Group) の知的財産ユニット (Intellectual Property Unit) が担当している。

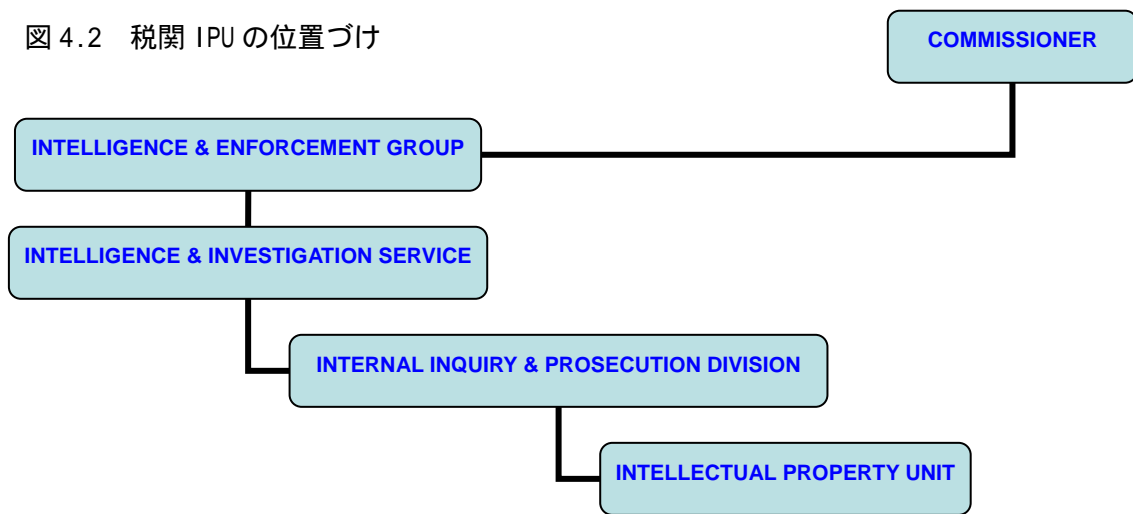
同織は陣容・予算的に非常に小規模であるため、より上位組織への格上げを要請すべく、現在、行政組織合理化に関する大統領命令 (Executive Order : EO366/2005) に基づき、IP Division の設置を関税局より提案しているところである。

なお、税関の Anti-Fraud Investigation Section は、関税法 2536 条に基づき、通関後の輸入侵害物品取締りを、港湾を離れた地点においても行う権限を有する。この場合、必要に応じて警察 (PNP) 及び国家捜査局 (NBI) に支援 (マンパワー、安全確保) を要請することがある。実際に、不正商品を取り扱う「168 モール」(ショッピング・モールの名称) に対して立ち入り検査を実施し、800 件のテナントを 2 ヶ月以上の営業差止めにしたケースがある。2005 年 3 月 16 日に行われたこの作戦では、500 人の税関職員と警官を動員し、約 2 万点・50kg の玩具、腕時計、装飾品・繊維製品等 (ほとんど中国からの密輸品) が押収された。

(2) 知的財産庁法務局 (IPO-BLA)

IPO-BLA は商標登録・除外、商標・特許・工業意匠除外等の申請に対する公聴と決定、知的財産権を含む法律違反 (被害総額 20 万ペソ以上) に対する行政申立ての権限を行使する。すなわち、権利者からの請求に基づき、仮差し止め命令 (Temporary Restraint Order (TRO))、もしくは差押え命令 (Criminal Injunction Order (CIO)) を発行する。両命令の効果として、TRO では留置期間を最長 20 日、また、CIO では最長 90 日まで延長することができる。

図 4.2 税関 IPU の位置づけ



出所：Cabrera, Lavadia & Associates

水際取締りとの関係では、税関による差止めにあたって、税関からの照会に応じるとともに、要請に基づき IP 登録のサーティフィケートを提供する。

IPO はまた、IP コード 8293、Sec5-g に基づき、局長（DG）の主催により知財執行機関の調整会合である国家知財委員会（National Committee on IPR: NCIPR）を毎月開催する他、民間とのコーディネーションも行っている。

図 4.3 IPO 組織図



出所: IPO Website

(3) 貿易産業省 (DTI)

DTI 法務室 (Office of the Legal Affairs: OLA) は、大統領令第 913 号 (EO913 / 1983) に基づき、知財権利者もしくは消費者による申立て (被害総額 20 万ペソ未満) を受理し、審理 (調停、和解、決定) を行う権限を有する。知財に関して権利者ならぬ消費者からの告発に対応することの根拠は、消費者が模倣品によって消費者が相応の価値 (value for money) を得られなかった、もしくは詐欺的販売によって損害を蒙ったということであり、知財保護と言うより消費者保護の観点が強い。

20 万ペソを境に管轄が DTI - OLA と IPO - BOL (20 万ペソ以上) に分かれているのは単に制度的な理由ではあるが、実質的な相違として、IPO がファイリング・フィーをとるのに対して、DTI のサービスは無料である。すなわち、DTI - OLA への告発は知財侵害に関してもっとも簡便な対処方法である。

(4) フィリピン国家警察 (PNP)

PNP に 2006 年に設置された Anti-Fraud and Commercial Crimes Division (AFCD) の知財保護セクションは、フィリピン全土における IP コード 8293 の執行というマンデートを与えられている。他の IPR 関連機関、例えば OMB は DVD や CD の法律違反を取り締まっているが、その執行は PNP と合同で行うことになる。ただし、2007 年の大統領令 (Presidential Decree of Anti-Smuggling Rule) により、水際の捜査権限が税関に一元化されたため、税関との共同捜査は行われない。

主な押収侵害物品はルイ・ヴィトンのバッグやアディダスのシューズ、ラコステの T シャツやバッグ、ナイキのシューズ、携帯電話 (ノキア)、ソニーの MP3 プレーヤーの模倣品等。自動車や二輪車のスペアパーツは当局に申立てがないので捜査していないとのこと。

(5) フィリピン国家捜査局知財部 (NBI - IPRD)

PNP と同様、権利者からの訴えに基づき、フィリピン国内における知財侵害物品の捜査・摘発 (IP コード 8293 の執行) を行っている。取締りの手続は PNP と同一であり、管轄範囲、対象とする被害金額等について、PNP との役割分担は特になされていない。なお、知財担当の捜査員数は、PNP の約 30 人に対して NBI は 11 人である。

NBI - IPRD はコンピューター・ソフトウェアや CD・DVD の海賊版の取締りに力を入れており、日本の建設会社に対して違法ソフト使用を理由に捜索を行い、約 300 万ペソ相当の証拠品を押収した事例もある。

(6) 特別商業裁判所 (Special Commercial Courts)

最高裁判所は、行政命令 03-03-03 により、知財を含む民事及び刑事事件の審理・判決を行う特別商業裁判所 (65 箇所) の設置を命じており、地方裁判所がその任に当たっている。

同裁判所（地方裁判所）が関与する事案はいずれも国内における知財法違反であり、税関の水際取締に関わることはない。

（7）組織間・民間との協力体制

前述のとおり、IPO が事務局となって国家知財委員会（NCIPR）を設置、毎月会合を行っている。NCIPR 参加機関は下記の 9 機関（+1）である。

- Philippine National Police（NPN）
- National Bureau of Investigation（NBI）
- IP Philippines（IPO）
- Bureau of Customs（BOC）
- Optical Media Board（OMB）
- National Telecommunications Commission（NTC）
- Department of Justice（DOJ）
- National Book Development Board（NBDB）
- Bureau of Food & Drugs（BFAD）
- Department of the Interior and Local Government（DILG *非レギュラーメンバー）

このうち、執行機関である NPN、NBI、OMB、及び BOC（税関）は NCIPR 事務局（IPO）に対して取締状況に関する年次報告書を提出し、IPO がこれを取りまとめている。

NCIPR 事務局によれば、民間部門とは、等業界団体及び主要な企業（リーバイス、マイクロソフト、ホンダ等）と協議を行っており、業界団体に日本を含む商工会議所は含まれていないが、米国大使館は参加しているとのことである。

4.5 日本企業が直面する問題点

（1）日本機械輸出組合によるアンケート調査

日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会によるアンケート¹によると、フィリピンにおいて、日本企業が直面する問題点および現地政府に対する要望は以下の通りである。

¹ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）「2006年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」各国編（<http://www.jmcti.org/cgibin/main.cgi?Kind=Country>より入手）

表 4.3 知財保護に関して日本企業が直面する問題点と要望

区分	問題点内容	要望	意見元
模倣品侵害の増加	不正商品(イミテーション、類似商品)の増加によるブランド、知的所有権の侵害がある。	・ 対象国における知的所有権対策の強化。 ・ 税関等での水際対策の強化。	日機輸
模倣品の水際取締り不足	ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品についても、販売現場、製造工場、水際での取締の不足。	・ 販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。	日機輸
国際条約への未批准	商標関連など重要な国際条約の早期批准を希望。	・ 商標関連など重要な国際条約の早期批准を希望。	日機輸

出所：貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）よりMURC作成

(2) 現地ヒアリングによって把握された問題点

フィリピンを生産拠点としている日本企業数は他のASEAN諸国と比べると少なく、またその知財侵害によって蒙る被害規模も小さいためか、当該問題に対して強い問題意識を有する企業は少ない。その中で、Honda (Honda Philippines Inc.)では自社汎用製品(ガソリン・エンジン及びポンプ)を模倣した中国製品の流入に悩まされている(年間推定約4万台で市場の約半分に達する)。

このため、Hondaでは税関に対してIP登録を行うとともに、積極的な情報提供(自社汎用製品に関するセミナーの実施)を行って税関職員の知識を高めた。この結果、税関では2007年6月から9月にかけて6回に及ぶ模倣品の差止を実施、1,980台(ガソリンエンジン1,753台及び水ポンプ227台)の差止に成功した。

Hondaでは少なくとも5%の差止摘発実績をしたというイメージ(抑止効果)をあげた点は大きなメリットと考えているが、他方で下記のような問題点を指摘している。

知財権登録の問題

フィリピン知的財産庁(IPO)への商標権登録出願において、Honda側は十分に登録査定が得られると考えているものの拒絶査定を受けた商標があり、このため税関での登録もできず、差止等が出来ない物品が存在し、その意味で水際対応にも限界がある。

税関のマンパワー不足によるモニター不足

少数輸入された場合のような手間のかかる検証作業が行われない。また、本来、税関職員による開封検査作業そのものについてもHonda社員を動員して行っている状況である。疑わしい物品を水際で食い止めるべくアラートをかけてもらえることはありがたいことだが、その度に社員を派遣してすべての侵害疑義物品を鑑定するという対応をしなければならないという企業側の負担も大きい。

このため Honda では、水際取締りに対する要望事項として、税関のマンプワー増強と税関における物理的な開封作業負担が企業側にかからないようにすること（例えば、写真による鑑定作業等）を挙げている。

（3）ジェットロ等の取組み

ジェットロとしての動きはまだ少なく、昨年から日系企業を中心とした勉強会（IPG）を開始したところである（07年7月にセミナー実施）。知財問題に関する日本企業からの相談はまだないが、模倣品の流入に対してどのような対策があるのか、制度、費用、時間、裁判制度等について勉強を行っている。

他方、フィリピン日本人商工会議所では、当地におけるデジタル・デバイド解消のため、日本の（財）海外職業訓練協会（OVTA）からの依頼を受けてコピーライト・セミナーを実施している。取締りの側面よりも、コピーライトの意義を啓蒙し、民族的な催しや文化を著作権登録を通じてビジネスに結びつける意識を喚起するのが目的である。人材育成／キャパシティ・ビルディングの観点からは、育成した人材の流出（特に米国）をどう防ぐかが問題と認識されている。このために、ある日本企業は、現在英語で行っている協力を日本語で行なうべきであり、税関を始めとする協力も日本語で行なえば、通関や入管、観光分野にも日本語の出来る人材が輩出され、我が国の国益に適うと指摘している。